

平成28年度第1回久留米市地球温暖化対策協議会議事録（要旨）

1. 日 時 平成28年10月7日 金曜日 10時00分開会 12時05分閉会
2. 場 所 久留米市役所本庁舎302会議室
3. 出席委員
会長 藤田 八暉 久留米大学 名誉教授
副会長 吉永 美佐子 高齢者快適生活づくり研究会 代表
荻野 忍 福岡県北筑後保健福祉環境事務所 地域環境係長
川村 仁 九州電力株式会社久留米営業所 所長
小宮 健治 久留米ガス株式会社 総務部長
酒井田 達朗 株式会社ブリチストン 九州生産本部総務部長
進藤 仁子 けやきとアートの散歩路 代表
高橋 和子 福岡県地球温暖化防止活動推進員
池鯉鮒 悟 久留米工業大学 教授
中村 修 福岡県地球温暖化防止活動推進センター センター長
南波 優子 久留米商工会議所 総務課長
袋野 栄三郎 久留米市小学校長会 久留米市立川会小学校校長
藤田 義光 久留米造園建設業協同組合 理事長
前田 望美 久留米市農業協同組合 総務企画部総務課
山村 公人 福岡県地球温暖化防止活動推進員
若江 皇絵 くるめ日曜市の会 代表 ※代理
事務局 今田 利満 環境部部長
平田 茂 環境部次長
江頭 宣昭 環境部環境政策課長
4. 欠席委員
猪口 武利 福岡県トラック協会筑後支部 久留米分会長
古賀 寿秀 西鉄バス久留米株式会社 運行部長
小林 隆利 一般社団法人自然エネルギー振興会 代表理事
高山 美佳 久留米まち旅博覧会 企画運営委員
田中 美智子 食育アドバイザー
内藤 美智子 久留米市健康福祉部 保健所長
堀 正文 久留米市校区まちづくり連絡協議会 幹事
山下 浩子 久留米信愛女学院短期大学 フードデザイン学科長
5. 次 第
1 開会
2 議事
(1) 久留米市の平成25（2013）年度温室効果ガス総排出量について
(2) 久留米市役所エコアクションプランの取り組みについて
(3) 久留米市環境基本計画に基づく行動計画の実績報告
 <基本目標1 低炭素社会の構築>について
(4) その他
3 閉会
6. 提出資料等 別紙のとおり
7. 会議内容 別紙のとおり

議題1 久留米市の平成25（2013）年度温室効果ガス総排出量について

事務局説明

吉永副会長：ありがとうございました。さきほどの説明に対して、ご質問・ご意見等ございましたらお願いします。

中村委員：評価する時に、係数を掛けて出せますからと単純に見てしまうと、当然上がっていくんですね。実際問題としてエネルギー消費量自体はどうなのかと。本当は下がっているんだけど、排出係数をたまたま掛けたから何十パーセントか上がってしまったと、単純にそこだけじゃなくて、ある程度評価できることでした方が。本当に上がっているのかなと。例えば、家庭用にしても、みなさん節電にがんばっていらっしゃるし、世帯数が増加すればその分家電製品が増えるんでしょうけど、既存のところでは新規の家電製品との交換とかすれば、当然最近の節電タイプの製品だと本当は単純に、ここで書いてある「新規家電製品等の普及」という言葉だけで数が増えちゃったよと、本当は新規家電も既存のものとの交換すれば当然その分下がると。単純に電気係数だけ掛けて、久留米市のCO₂が増えましたというのは、乱暴すぎるんじゃないかなという気がします。

江頭課長：ただ、こういった形で計算するという仕組みになっておりますので、今度の温対法改正に合わせてですね、その辺もこういった形で示されるか、それに合わせて変えられるところは変えていきたいと。ただ、家庭におきましては電力使用量も増えています。いろんな新しい家電製品、当然電力使用量は減っているものの種類が増えていますんで、そこはやはり、そうでないと倍増はしないと思います。排出係数悪化だけではですね。その辺を丁寧にできるような形になれば、温対計画改正後はですね、そういった形でやっていきたいと思います。

中村委員：要するにCO₂の排出量を出すのも、国の方針に従って、そのまま計算式で出していると、それは構わないんですけど、それを実際に分析するときの段階ではその辺をした方がいいんじゃないかと。こういうペーパーとして出すときはCO₂の排出量として出すんでしょうけど、本当に実際に行政として、みんながどれくらい努力しているのかという点ではした方がいいんじゃないかなと思いますんで、参考までに。

江頭課長：ありがとうございます。

吉永副会長：他にありませんか。みなさんのところでもいろいろと取り組んであると思いますので、九州電力さんの方で何かありましたらお話しただけないでしょうか。

川村委員：本日、事務局の方からご要望がありまして、いくつかの資料を追加でお配りしております。まず、弊社の取り組みとして環境関係の冊子の方で「CSRダイジェスト」というものをお配りしております。この中の「CSRの大きな重点項目」の中に、環境にやさしい事業活動ということが入っております、その中の具体的な取り組みとしましては、折り込みで入れておりますけれども、緑色の四つ葉のクローバーがついたものが入っております。具体的には、皆さんご存じだと思いますが、太陽光発電がどんどん普及しておりますが、電気はなかなか溜められないということで、従来はお客様がお使いになる電気の量に合わせて発電所を動かしたり止めたりしながら、電気を作る量を調整しながら行っておりましたが、どうしても太陽光発電は近年急速に普及をしまして、春先のあと秋口については、お客様がお使いになる電気の量より太陽光が発電する量の方が上回ってしまうような状況が生まれてきました。したがって、使われる量より発電量が多くなると停電をしてしまいます。そういった仕組みになりますので、新規の連携申し込みについては、自動的に連携をストップするような仕組みを作っていただくことを前提にお願いしている状況です。並行しながら、せっかく発電の能力があるのに、その分止めておくだけでいいのかということが出てきます。したがって、弊社の方で筑前に大きな蓄電池を並べた100m×140mといった中に蓄電池を溜め込んでおりまして、ガス電池とナトリウムのイオン電池ということでコンテナ252台積み上げて、こういっ

たものを使いながら発電で余った電気を溜めて夜間であるとか発電力のない曇った日に補充していくといった取り組みも合わせて行っているところです。裏面の方であります、火力発電所の方も、CO₂はどうしても火力なので、ガスを燃やしたりしてどうしてもCO₂が出てくるんですけども、その分も新たな技術を取り込みながら、従来の火力発電所よりも大きくCO₂の発生が少ないLNGのコンバインドサイクルといった技術を使った新大分の発電所が今年の6月に運用開始をしております。そういったことで同じ火力であってもCO₂の削減をするような技術を新規に入れながら取り組んでいるという状況でございます。さらに発電所の近辺であるとかいろんなところで植林であるとか植樹であるとか環境にする取り組みが行われておりまして、2枚目に環境活動次世代教育支援ということでオレンジ色のペーパーの方に少し入っておりますが、虹の松原の再生保全活動でございますとか、真ん中の方に熊本で九電の森、人吉植樹活動、右側の方に坊ガツル湿原の野焼き活動といった環境関係の方の取り組みもさせていただいております。もう1点、先ほども排出係数がどうしても悪くなっているというお話がありました。ご存じのとおり震災以降、全国の原子力発電所が止まっていきまして、その関係で火力発電所の比率が急激に上がったものですから、CO₂の排出量が増えていっているという状況になっております。おかげ様で昨年の秋口に弊社の川内原子力発電所1号機、2号機の方が稼働させていただきましたので、今年度は昨年度よりも徐々に排出量は改善をしていっております。ただし、現時点で震災前はまた玄海の原子力も動いております、今はそちらの再稼働に向けて手続きを行っている最中ですが、まだ時期の方が明確になっていないということになっております。したがって、そちらの方も安全関係の取り組み、資料の方も付けておりますが、各種いろんな取り組みをやりながら再稼働に向けて、なおかつ、今運転しております川内については、安全を第一に取り組みをさせていただきながら、CO₂の削減に取り組むという形になっております。CSR報告書をざっとお話をいたしました。詳細はまた、ご覧になっていただいて、何かご質問等あれば言っていただければというふうに思っております。あともう一点、お配りしている中で原子力発電所の安全性についてというA4のカラー刷りの資料があるかと思えます。これは先ほどありましたように川内発電所が稼働している状況の中で、鹿児島県の三反園知事の方がやはりあの県民の皆さんが熊本震災以降、本当に大丈夫かというお話がある中で、停止をせずに点検をして運転をさせていただいております。それで今、特別点検ということで点検自体は実施しておりますが、なぜ大丈夫だったのかということがこれに書いてございます。M8.1といったような大きな揺れを想定した状況で川内は運用を開始しておりまして、実際、布田川・日奈久断層帯というところがM8.1で揺れて100ガルといったようなエネルギー量で揺れるんであろうという想定値で、運用を開始させていただいております。実際、今回の地震では、本震がM7.3で、実際揺れが100にまったく届かない8.6といった小さな揺れで動いております。裏側にありますように、なぜ8.6しか揺れなかったかという理屈なんですけども、まず原子力発電所は固い岩盤状に直接建っております。益城町という一番揺れた地点では、かなり震度が出ておりますが、そちらはご存じのとおり火山灰が積もった、阿蘇のふもとですので非常に緩い地層になっている関係で、右側にあるように同じ揺れであっても鉄などの硬い方は揺れが小さいんですけど、プラスチックなどのしなる棒は大きく揺れるといったこと同じで、原子力発電所の方はほとんど揺れが起こってないといった状況になっております。したがって、設備等に大きな問題がないということで運転を続けさせていただいておりますが、三反園知事からの申し出についても弊社の方でできる限り取り組むということで、従来定期点検の中になかった特別点検というものも含めて今回やらせていただくということで、安全に運転をさせていただきながら、CO₂の削減に引き続き取り組んでいく所存でございます。最後に、スマートメー

ターといったものも活用をしております。スマートメーターとは何ぞやということですが、従来は機械式のメーターをお客様のご自宅に付けさせていただいて、弊社の検針員が月に1回検針にお伺いして、検針票をお渡ししていたということになっておりますが、これを完全に電子式にしまして、通信回線を繋いで、直接自動的な検針を行っていくということになります。この仕組みを使うことによって、お客様の使用電力量等が30分単位で常に検針ができるといった状況になりますので、将来、この検針がついたお客様が具体的な中身を使いたいということであれば、いろんな家電メーカーさんの方から出ておりますけれどもHEMSと言われる仕組み、家電製品等を並べてどの機械がどれくらい電気を使っているんだということと、お客様の家自体が今どれくらい電気を使っている過去の状況はどのように進んでいるかというような使用量の見える化等もできるようになってきますので、こういった活動を通じてさらにCO2の削減にお客様の節電、CO2削減のお手伝いも入れております。ただ、今順次取り替えをしておりますが、実際の設置完了時期、弊社の方が下から2番目、九州電力がありますけれども、2023年度末を目途に全てのお客様に対してスマートメーターを設置していくということで今順次変わっておりますので、既に替わられているお客様もおられるかもしれませんが、こういった形で順次動いていっているということになります。最後にキレイライフプラス無料加入方法のご案内ということで、弊社の会員サイトなんですけれども、このサイトに登録いただきますと今言った検針のデータが従来紙でお渡ししていたやつがwebで見れるようになります。なおかつ、過去の使用量等についてはグラフで見れましたり、あともし会社様であったり、低圧の契約が複数ある方であれば、その分を登録させていただいておくと、Excelとかにデータの落としこみができますので、分析していただいたり管理していただいたりということも可能になりますので、ぜひ使用量をですね、なかなか検針票を取っておいて綴ってあるやつを都度見るとということも難しいかと思っておりますので、パソコンであるとかスマートフォンですと、パッと手軽にその状況が見れるといった仕組みの方も作らせていただいておりますので、よろしければぜひご自宅の方も含めて、登録をしていただいて皆様の使用量の状況を時々ご覧いただければというふうに思っております。駆け足になりまして、申し訳ございません。私からのお話は以上にさせていただきます。ありがとうございました。

吉永副会長：ありがとうございました。何かご質問があったらお願いします。

山村委員：キレイライフでは、データはどのくらい遡れるんですか。

川村委員：データは最大2年分は見れるかと思えます。ただ、加入していただいた時点と弊社の方で保存しているデータがどこまであるかというのが契約していただいたタイミングとともありますので、最大溜まっていった2年分だったと思えます。契約については、IDを取得していただいてパスワードを設けて、契約数としては100契約までは一つのIDにぶら下げることができますので、たくさん店舗とかお持ちのところは一つのIDで複数であるとか、市役所であれば各課ごとに契約の分を登録しておいていただければExcelとかでの集約が簡単になるのかなと思えます。

山村委員：地球温暖化対策推進員をやっているんですけども、例えばある自治会で区長さんが委任状を取って各家庭のデータを取ろうと思ったら、そういうことはできるんですか。

川村委員：各家庭の分を直接というのは、各家庭自体が個人情報になってきますので、そちらの方に了解を得なければ難しいかなというふうに思えます。ただ、自治会そのものが持っている共有のものであれば、全然問題がないかなと思えますけれども、各ご家庭の分は個人情報になりますので。

吉永副会長：他いかがでしょうか。続きまして、久留米ガスさん何かないでしょうか。

小宮委員：当社の環境への取り組みということで、資料は用意できていないんですが、口頭でいくつか報告をいたします。まず、ガスのメーターというものがございまして、計量法とい

う法律があって、10年ごとに日本では取り替えないといけないんですけども、これのリサイクルをやって、再度使えるメーターについては再利用するというのをやっております。あと、事務所の蛍光灯は全てLEDにしておりますので、一昨年9月に本社移転したんですけども、以前の事務所が740坪、今の事務所は2,000坪あるんですけども、電気代は約半分に低下しております。それと、先ほどから太陽光発電のお話ができましたけれども、屋上に48kwの太陽光発電設備を設置して、全て九電さんに買い取ってもらっている状況であります。他にも、ガスの会社ですから、事務所の空調はガスヒートポンプといってガスを使って冷暖房をやってるんですけども、これの影響もあって旧事務所に比べると環境負荷は約半分に軽減しています。事務所の面積が3倍になったんですが、環境負荷はだいたい半分になりました。次に取り組みとしてやっているのは、田主丸の森林区に対するカーボンオフセットというのを過去5年間くらい継続してやっておるところです。ご存じのように来年の4月からガスの自由化というのも始まりまして、そういう中で環境負荷、環境にやさしい天然ガスの優位性とかいうのをPRできればいいなと考えておるところでございます。

吉永副会長：何かご質問ございますか。また何か後で思いつかれたらおっしゃっていただければと思います。続きまして、プリチストンさん。活動していらっしゃったらお願いします。

酒井田委員：当社の環境における活動の中で一つ柱となっているのが、本業の部分がタイヤということですので、省エネ・省燃費がよくなるタイヤの開発・製作でお買い上げいただくということになっております。一応さまざまKPIがある中で、それが一番大きな効果を生むというふうに位置づけてやっております。あとは、私がいる事業所も含めて工場ということで大きなエネルギーを使っておりますので、その省エネに関しては様々な取り組みを進めております。参考になるかどうかはあれなのですが、従業員とか各事業所の意識付けも含めてということなんですけども、夏場でいくとグリーンカーテン、緑化のカーテンで冷房の効果を上げようというコンテストをやっているんですけども、それを日本全国でやっております。そういうコンテストをやったり、これは宣伝みたいになりますけれども、小学生以下のお子さんに毎年エコ絵画コンクールということで、お子さんがエコについて思うところ、そのテーマに即した絵画を募集させていただいて、久留米市の小学生の皆さんにも多数ご協力いただいているんですけども、そういったことで地域との関わりということもやっております。表彰とか、最優秀の学校には桜の木の植樹にも伺っておりますので、ぜひ今年も奮ってご応募いただければというふうに思います。

江頭課長：それと、コージェネレーションも導入されています。

吉永副会長：ありがとうございます。他に何かご質問ありますか。

(代理 廣岡氏)

若江委員：よく分からないんですけど、この議題の総排出量のところで、3社の方がお話しをされたということは、久留米市の中で3社が排出量が多いというふうに認識して聞いているんですか。

江頭課長：いいえ、違います。官民、皆さん一緒になってCO2を削減していこうという協議会でございますので、それぞれどういったことをされているのかということを発表していただくという趣旨です。

吉永副会長：ご参考になれば、ということです。

(代理 廣岡氏)

若江委員：じゃあ、どういう意図でその3社が選ばれたかっていうのは、別に特に意図はないと。

吉永副会長：委員さんになっていらっしゃるのですね。

(代理 廣岡氏)

若江委員：なるほど。ありがとうございます。

吉永副会長：では、会長がお見えになったので交代します。

藤田会長：会議の開会時間に間に合わなくて、失礼いたしました。私の方から少し補足的な意味で、国の方の地球温暖化対策の関係について、どういう状況にあるのかということについてご紹介をさせていただきたいと思います。お手元に資料を何枚かお配りしておりますけれども、まず縦長の紙で「2014年度（平成26年度）の温室効果ガス排出量（確報値）＜概要＞」というのがあると思います。一番新しい数字での資料になるんですけども、2014年度の我が国の温室効果ガスの総排出量は13億6,400万トンで、前年度の総排出量が14億800万トンでしたので、それと比べて2014年度は4,400万トン、3.1%の減少になっておりまして、2005年度との対比で見ますと、3,300万トン、2.4%の減少になっております。それから、基準年度とされております1990年度の総排出量、12億7,100万トンと比べますと9,300万トン、7.3%の増加になっているんだということであります。これについて、経年的にどうなっているのかというのが次のページにありますので、それを見ていただきますと、1990年と、2005年からどのくらいの温室効果ガスの排出量になっているのかの推移であります。これを見ていただきますと、これまでで一番排出量の多かった年は、2007年度の14億1,300万トンでありましたけれども、それに次いで、2013年度は14億800万トンということで多かったということであります。それが2014年度には13億6,400万トンという形で前年度と比べて削減されていると、こういうような状況だと言えることでもあります。これにつきまして、上の四角の方の二つ目の丸ですけれども、前年度と比べて排出量が減少した要因としては、省エネ化等の努力があるかと思えますけれども、電力消費量の減少、それから電力の排出原単位の改善、それに伴います電力由来のCO₂排出量の減少によりまして、エネルギー起源のCO₂排出量が減少したことなどが挙げられるということで、いわゆる電力由来のCO₂排出量がどうなるかということが非常に影響が大きいですから、そういうようなことでこういう結果になってきているということです。あと、2005年度と比べて、排出量が減少した要因としてはオゾン層破壊物質からの代替に伴い、冷媒分野においてハイドロフルオロカーボン類（HFCs）の排出量が増加した一方で、産業部門や運輸部門におけるエネルギー起源のCO₂排出量が減少したことなどが挙げられるということが書いてあります。あと、次のページに各温室効果ガスの排出量という資料がありますけれども、これはご覧になっていただければと思います。あと、1ページ戻っていただきますと、真ん中から下のところになりますけれども、2014年度の京都議定書に基づく吸収源活動による吸収量は、5,790万トンであるという数字が出ております。さらに、森林吸収源対策により4,990万トン、農地管理・牧草地管理・都市緑化活動により800万トンという数字が出ております。これにつきまして、横長の資料で「2014年度（平成26年度）温室効果ガス排出量（確報値）について」があると思うのですが、これは確報値を環境省の方で詳細に示したものになります。これについては、説明していくと長くなりますので、お目通しいただければと思います。あと、もう一つ横長で「地球温暖化対策計画について」という資料があったかと思えますので、これについて説明をしたいと思えますけれども、ご承知のとおり今年の5月に国の方で新たな地球温暖化対策計画を策定したわけですけれども、その策定に至った背景ということで、1ページの左下の枠のところにございますように、これは既にご承知のことと思えますけれども、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第五次評価報告書というのが2年前に出されておるわけですけれども、気候システムの温暖化にはもう疑う余地がないということで断定をし、また1950年代以降観測された変化の多くは数十年から数千年間に渡り、前例のないものだ。特にこの30年間、非常に気温上昇が著しいということでもあります。そして、二つ目の丸ですが、工業化以前と比べて温暖化を2℃未満に抑

制する可能性が高い緩和経路は複数ある。21世紀にわたって2°C未満に維持できる可能性が高いシナリオでは、世界全体の人為起源の温室効果ガス排出量が2050年までに2010年と比べて40から70%削減され、2100年には排出水準がほぼゼロ又はそれ以下になるという特徴があるということで、IPCCの評価報告書で言われましたことは、今やれば、まだ2°C未満に抑制する可能性がある、逆に今取りかからなければ、取り返しのつかない事態になるよといったわけでありまして、IPCCの第五次評価報告書を受けまして、国際的な交渉が重ねられてきたわけでありまして、これにつきまして、各国が2020年以降の国際枠組みの構築に向けた対応と貢献案を提出するというところで、日本の約束草案というものを提出したわけでありまして、この約束草案では、2030年度の削減目標を、2013年度比で26.0%減にする、2005年度比で25.4%減にするという約束草案を提出したわけでありまして、各国が約束草案を出したわけでありまして、けれども、そういうことを踏まえて昨年の12月にフランスのパリでCOP21が開催をされまして、そこでパリ協定というものが出たわけでありまして、このパリ協定におきましては、主要排出国を含む全ての国が貢献を5年ごとに提出・更新するということ、京都議定書はいわゆる先進国が2012年までに各国ごとにここまで削減しますという法的拘束力のある数字を約束したものでありましたが、パリ協定におきましてはいわゆる先進国だけではなくて、今は中国が国別で見れば排出量のトップでありますから、そういった国々が取り組みをしないことには地球温暖化の問題は解決しないわけでありまして、そのためあらゆる交渉をされてやっと主要排出国を含む全ての国々が貢献を5年ごとに提出・更新することにまとまったということ。それから、世界共通の長期目標として2°C目標を設定し、さらに1.5°Cに抑える努力を追求するということがパリ協定の主たる内容とされているのであります。そのパリ協定を受けまして日本政府として地球温暖化対策計画を作るということで今年の5月に策定をしたわけでありまして、その1ページの上の囲みにありますように、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が地球温暖化対策法に基づいて策定する我が国唯一の地球温暖化に関する総合計画であると、温室効果ガスの排出抑制及び吸収の目標、事業者、国民等が講ずべき措置に関する基本的事項、目標達成のために国、地方公共団体が講ずべき施策等について記載しているものだとということでありますが、次のページに地球温暖化対策の全体構成ということで出ております。こういった構成になっておりまして、時間の関係でございますので、これはお目通しただくといたしまして、その次の3ページのところで、地球温暖化対策の推進に関する基本的方向ということで、我が国の地球温暖化対策の目指す方向ということで、地球温暖化対策は、科学的知見に基づき、国際的な協調の下で、我が国として率先的に取り組むと。中期目標として、2030年度削減目標の達成に向けた取組ということで、国内の排出削減・吸収量の確保により、2030年度において、2013年度比26.0%減（2005年度比25.4%減）の水準にするという、これは我が国が昨年に出した約束草案の数字でありますけれども、その中期目標の達成に向けて着実に取り組むと。それから、長期的な目標を見据えた戦略的取組ということで、パリ協定を踏まえ、全ての主要国が参加する公平かつ実効性ある国際枠組みのもと、主要排出国がその能力に応じた排出削減に取り組むよう国際社会を主導し、地球温暖化対策と経済成長を両立させながら、長期的目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す。このような大幅な排出削減は、従来の取組の延長では実現が困難である。したがって、抜本的排出削減を可能とする革新的技術の開発・普及などイノベーションによる解決を最大限に追求するとともに、国内投資を促し、国際競争力を高め、国民に広く知恵を求めつつ、長期的、戦略的な取組の中で大幅な排出削減を目指し、また、世界全体での削減にも貢献していくこととするというようなことです。中期目標、長期目標のそれぞれに向けて取り組んでいくということで、では具体的にどういった考

え方で取り組んでいくのかということにつきまして、地球温暖化対策の基本的考え方ということで書かれているわけでありまして、これは詳しくは説明を省きます。次のページの排出抑制・吸収の量に関する目標ということで、我が国の中期目標として出されておりますものについて、それぞれどういったエネルギー起源CO₂についてはこういった部門で2005年度、2013年度実績がありますが、それを2030年度にどのくらいの排出量に持ってくるかという目安を出しているものであります。あと、森林吸収源対策など温室効果ガスの吸収源も目標が出されているということであります。その森林吸収源の関係につきましては、京都議定書で出した数字ほどは見込めないということで、これからは都市緑化等の対策で吸収源の数字を見込んでいかなければいけないということもあって、藤田義光委員のところにはがんばっていただかないといけないということでもありますけれども、これからは緑の対策というものも見込めないといけないということでもあります。その次に、計画に位置づける主要な対策・施策ということで、26%削減目標達成に向けた道筋を明らかにしています。産業部門の取組、業務その他部門の取組、家庭部門の取組ということで、こういった取組ができるのかということで、こういったことについてはできるということの上で積み上げられておるということであります。詳しくは省略しますが、それからあと、その次のページに運輸部門の取組、エネルギー転換部門の取組、その他温室効果ガス及び温室効果ガス吸収源対策について示されています。さらに分野横断的な施策ということではこういったようなこと、基盤的施策、国際協力の推進等ではこういったこと、そういったことができるということ、各省庁それぞれ厳しい交渉の上でこういったものがまとめられたということで聞いているところであります。最後のページでは、地球温暖化対策計画の進捗管理についてということで、2030年26%減の達成に向け、3段階で進捗管理を厳格に実施していくということで、国全体として我が国の温室効果ガスの排出量を毎年2回公表（11月頃に速報値、4月頃に確報値）すること。そして、温室効果ガス別・部門別で、ガス別・部門別に目標を設けた上で、地球温暖化対策推進本部で毎年実施していくと。それから3番目、個々の対策ということで、個別に評価指標を設けた上で、地球温暖化対策推進本部で毎年実施をしていくということで、予算、税制等の取組状況についての関係審議会等における評価・点検も踏まえる。進捗が遅れているものは、施策の充実強化や新規の対策・施策を含めて検討をするとしています。上記結果も踏まえて、3年ごとに計画の見直しを検討していくということで、厳しく進捗管理をしていくということであります。個々の対策における対策評価指標の例ということで書かれておりますけれども、例えばコジェネの関係でいきますと、2013年度は1,004万kWという実績に対して、2030年度には1,320万kWに持っていくんだと。高効率照明（LED等）につきましては、現在、業務では0.5億台、家庭では0.6億台でありますけれども、それを2030年度には業務は3.2億台、家庭は4.4億台にするんだと。LEDの導入の関係につきましては、水俣水銀条約の関係もありまして、今後蛍光灯については使用ができなくなるということもあり、LEDの導入を進めていかなきゃいかんということであります。それから、家庭用燃料電池の導入の関係につきましては、現状5万台でありますけれども、それを530万台に持っていくということであります。あと、次世代自動車の新車販売に占める割合ということにつきましても、23.2%のものを50～70%に持っていきこうということであります。いずれにしても、2050年にはガソリン車というものはないという社会を想定しているわけです。それまでの繋ぎとしてハイブリット車とかそういったもので、2030年まではできるだけ増やせとこういうふうにありますけれども、こういったことを細かく積み上げた上で、わが国として26%削減というのは達成可能だということで政府として計画が立てられたということであります。それと、縦長の1枚紙でありますけれども、地球温暖化対策推進法の平成28年改正についてと書いてある資料です。そ

れで、この地球温暖化対策計画を進めていく上で、地球温暖化対策推進法も改正が必要だということで、改正法の協議におきましては当初はもっといろいろな事項についてやろうということだったんですけれども、取りあえずこうすることで改正をするということになったと聞いておりますが、法改正の背景のところにありますように、繰り返しになりますが、我が国は2015年7月に、温室効果ガスを2030年度に2013年度比で26%削減するとの目標を柱とする約束草案を国連に提出しております。この目標の達成のためには、特に家庭・業務部門において約4割という大幅な排出削減が必要だと、そのため、国として、地球温暖化の現状や対策への理解と気運を高め、国民一人一人の自発的な行動を促進する普及啓発が極めて重要な施策となっていると。そういうことで、こうした状況を踏まえ、普及啓発を強化するという国の方針を明示し、所要の規定を整備するとともに、国際協力を通じた地球温暖化対策の推進、地域における地球温暖化対策の推進のために必要な措置を講じようとするものだとということです。今回の改正法におきましては基本的に2つの事項についてでありまして、一つ目は地球温暖化対策計画に定める事項の追加ということにありますけれども、一つは地球温暖化対策に関する計画に定める事項として、温室効果ガスの排出の抑制等のための施策及び活動に関する普及啓発の推進（これに係る国と地方公共団体及び民間団体等との連携及び協働を含む。）に関する基本的事項を加えること。また、地球温暖化対策計画に定める事項として、地球温暖化対策に関する国際協力を推進するために必要な措置に関する基本的事項を加えること。それから二つ目が、自治体に関係するところでありまして、地方公共団体実行計画の共同策定等ということで、都道府県及び市町村が策定することとされている地球温暖化対策の計画（地方公共団体実行計画）、特に区域施策編であります。これについて単独で、または共同して策定するものとする。今までは、単独で中核市以上は策定が義務付けられて、それ以外の小さな市町村は努力義務とされておったわけでありまして、共同で策定することができるという道を作ったこと。それから二つ目が、地方公共団体実行計画において、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項として定めるものとして、その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用及び都市機能の集約の促進（いわゆるコンパクトシティ、スマートシティ等の取組を実行計画に反映していく）を例示として加えること、というようなことでもあります。この改正法は、今年の5月20日に可決成立をしまして、その一週間後の5月27日に公布され、即日施行をされております。その裏のページで、地方自治体の地域レベルの温暖化対策の推進ということで、ポンチ絵が出ておりますけれども、地域の実情に応じた地方自治体の温暖化対策は、我が国の低炭素社会構築の重要な柱だとし、それで改正事項として、繰り返しになりますけれども、地方公共団体の温暖化対策の実行計画を、複数の地方公共団体が共同で策定できる旨を規定。地域の温暖化対策は、区域をまたぐ公共交通の利用促進や、農村部の再エネの都市部での積極的な導入など、複数の地方自治体が広域的に連携して取り組むことが有効だとしています。それから、もう1点の改正事項としては、実行計画の記載事項に、「都市機能の集約」「低炭素な日常生活用製品等の利用の促進」を明記するというでありまして、各種施設等を集約し、公共交通等で移動できるコンパクトなまちづくりが、地域のCO₂排出の削減に有効だと。そうした後、「国民運動の強化」の一環として、国と連携して、自治体が住民等に低炭素製品等の利用促進を促すことが有効だと。こういうようなことが法改正の関係で説明されているものであります。それと、40%の削減というと大変なことだと、できるのかなとの思いもあるかと思っておりますけれども、国の温室効果ガス削減対策の積み上げをいたしましたときに、40%削減の内訳としまして、40%のうちの26%は電力の排出係数改善効果による削減とし、家庭による省エネ努力による削減ということで14%と見込んでおるわけでありまして、

そういうことで、今後、電力の排出係数の改善というものが非常に重要だということでもありますけれども、あと、家庭等での省エネ努力による削減ということで、今後、政府の試算によれば新築戸建てにおける省エネ住宅の割合を100%というような目標であるということですから、住宅の省エネ推進ということについて、かなり力を入れていかなければいけないということでもあります。また、2013年度で省エネ基準を満たす既存住宅の割合というのが、わずか6%しかないわけでもありますけれども、2030年度までに30%まで引き上げるといったようなこと。また先ほどLED、その他の話でありましたけれども、そういったものを全て見込んだ上での数字になっているんだということでもあります。また、それが実現できるようにやっていかないといけないということでもあります。なお、ご承知かと思えますけれども、先ほどパリ協定につきましてお話ししましたけれども、テレビ・新聞等でも報道されているところでもありますけれども、先日5日に、欧州連合、EUとその参加国であるドイツ・フランスをはじめとする11ヶ国地域は、世界の温室効果ガス排出量を実質ゼロということを目指すパリ協定を批准いたしました。今月2日にはインドが、4日にはニュージーランドがパリ協定に正式に批准をしております。そういうことから、パリ協定の発効要件といたしますが、世界の温室効果ガス排出量55%以上を占める55ヶ国以上が締結してから30日後に発効をするということでもありますけれども、5日をもってパリ協定は発効要件を満たしました。その30日後ということで、11月4日に発効することとなったわけでもあります。それで、11月7日からCOP22が開催されるのでありますけれども、これと合わせてパリ協定の第1回締約国会合というのが開催されることになったということでもあります。そういうわけで、日本はもたついております、まだパリ協定を批准するというところでの国会審議が始まっておりません。そういうことについて、予算委員会でも「早くしろ」ということでは言われているところでもありますけれども、日本がこのあと11月4日までに批准を完了せんとパリ協定の締約国会議に出席できないということになるという状態になっているんだということを補足して、私の説明を終わりたいと思います。

途中で議長を交代しましたが、議題1について、先ず、久留米市の平成25年度の温室効果ガスの総排出量について、事務局から説明があり、それに関連して、ここは協議会の場でもありますから、各委員がこういった取り組みをしているのかということで、毎回ご紹介をいただいておりますけれども、先ほどは九州電力、久留米ガス、ブリヂストンの各委員からお話をいただいたということで進行してきたんだと思います。その他の委員におかれても、その後こういった取り組みをされているかということについて、続けてご紹介いただければと思うところでもあります。今まで紹介されたところにつきまして質問等もあるかと思えますけれども、時間の関係で次の議題2に進ませていただきまして、また後の方でご質問等をお願いしたいと思います。

議題2 久留米市役所エコアクションプランの取り組みについて

事務局説明

藤田会長 : ありがとうございます。只今の説明について質問等はございませんか。特に無いようですので、引き続き、次の議題3に移らせていただきます。

議題3 久留米市環境基本計画に基づく行動計画の実績報告(基本目標1低炭素社会の構築)について

事務局説明

藤田会長 : 久留米市の地球温暖化対策実行計画の区域施策編の重点事業の取組状況の関係を中心に、環境基本計画に基づく行動計画の平成27年度の実績について紹介がございました。ここは協議会の場でございますので、各委員からご自身が関係する取り組み、あるいは、今の市と、各委員から説明がありましたことへのコメントということでも結構ですけれ

- ども、順番にお願いしていこうと思います。まず、荻野委員からお願いします。
- 荻野委員 : 今の報告の中で、4ページのコミュニティサイクル利用促進事業でお尋ねなんですけれども、延べ利用回数を見ると多いというイメージなんですけど、稼働率は出されていないんですか。
- 江頭課長 : 率は出されていないです。
- 荻野委員 : 自転車が進んでいる状態をよく見るので、どうなんだろうと思っていたところなんです。利用されてないのかな、どうなのかなと。
- 江頭課長 : 止まっているというか、そのまま置いて、なかったら誰も使わないので、CO2排出の面ではいいかどうか微妙なんですけど、足りないところへ持ってきているんです。いつでも使えるように、余って置いてあるんじゃないかと、なくなったら補充しているんですね。
- 荻野委員 : ゼロにならないようにしているんですね。
- 江頭課長 : ゼロになりますと、「もう使えないな」となりますので、いつでも何台かはあるようにしています。
- 荻野委員 : 常にそういうふうに移動しているわけですね。分かりました。ありがとうございます。
- 藤田会長 : 県の実行計画の改定の関係については、何かご紹介いただくことがありますか。
- 荻野委員 : まだ何も情報が入ってきていないです。
- 藤田会長 : 分かりました。進藤委員どうぞ。
- 進藤委員 : 私は、久留米のまちづくりをしているグループなんですけれども、久留米の未来を作っていくというか持続可能なまちを作りたいなと思って、ソフト面とハード面でいろいろやっています。ソフト面ではいろんなイベントをして、今回11月にはまちなか美術館をします。今週もコンサートとかしますけれども、ハード面ではシンポジウムとかやっています。そのシンポジウムというのは、来年2月に予定しているんですけど、私たちの目標が通町の並木をもっと充実させたいと。他のところは結構並木道とかあるんですけども、JRから石橋美術館、今はもう久留米市美術館になりますけれども、その道をもうちょっと充実させて、景観にも環境にもいいような道づくりをやっていきたいなと思って、もう6年間活動しています。そういう樹木に関して、環境にもいいということなので、これは結果的に環境にもいいし、景観にもいいし、経済効果もあると思っています。そういう3つが両立できるんじゃないかなと思って考えているのと、通町がバスも通っていないような状態なので、公共交通の充実だとか、ぜひくるクルも、通町側にも作ってほしいなと。寺町を回りたくてという方もいらっしゃるんで、そういう面でも、ぜひくるクルを寺町、通町の方にもしてほしいなと思っています。それで、質問なんですけれども、先ほど藤田先生の方からあった地方自治体の地域レベルの温暖化対策の推進という中で、都市機能の集約というところで、公共交通等で移動ができるコンパクトなまちづくりということで、トラムとか、そういう取り組みは久留米市ではいかがなんでしょうか。
- 江頭課長 : 環境基本計画においては、長期的視点で、LRTは厳しいですが、さまざまなBRTも含めていろんなことをやっていきたいということは書いているんですけど、実際久留米市の都市規模くらいではLRTは非常に厳しいと。現時点ではですね。長期的には、そういったことも視野に入れながらやっていくということではございます。
- 進藤委員 : 福岡市は自転車でもすごく取り組まれているので、ぜひ久留米ももっと、こういう環境とかので取り組んでいただきたいなと思います。
- 藤田会長 : どうもありがとうございました。高橋委員は、県の地球温暖化防止活動推進員として活動されていますが、その関係でどういう活動されているかの紹介でも構いませんけれども。
- 高橋委員 : 会長の方がいろいろお詳しいんですけど、よかったら山村委員の方からお願いします。

藤田会長 : じゃあ、山村委員、お願いします。

山村委員 : 地球温暖化防止活動推進員というのを、久留米市に推薦いただいて、県知事の委嘱という形でやらせていただいています。久留米には4人いらっしゃいます。私たちは、そのうちの2人です。環境フェアでは、県の地球温暖化防止活動推進センターが準備した地球温暖化のクイズのパネルを使って、パネルを見ながらクイズに答えていただいて、はずれなしのガラポンで景品を出して、だいたい800人から900人くらい来ます。久留米以外でも、県の北筑後の確か7市町村で各推進員が集まって連絡会という形でお互いの活動をサポートし合うということで、だいたい久留米でもやっているようなパネルクイズというのを各自治体でやっているというような活動をしております。それで、ちょっと質問よろしいですか。この改正温対法の話で、基本事項の追加というところで、「民間団体等との連携及び協働を含む」とその普及啓発の推進ということですけど、そういうことをやる手続きということですか、あるいは底流的に何か評価する軸があるのか。というのが、推進員をやっていますんで、私たちが民間に働きかけて、一緒に協働で温暖化対策をやりましょうよというような、一つの契機になるような追加項目かなと思って期待しているところです。それと、先ほど活動の紹介でも言いましたけど、北筑後地域の7市町村で推進員の会議をやってるんですけども、同じくこの改正法のところで、県及び市町村が共同して策定できるということですけど、これは例えば7市町村ある中で、隣同士の2市町村か、あるいは筑後川流域で7市町村なのか、それは誰が音頭を取るのか。久留米市とか大木町は既に区域施策編を持っているんですけど、既に持っているところはそのメンバーに入りたいのかどうかですね。持ってても、新たに流域一体で作るときは自らの市町村もあるし、連携もあるといったことでできるのか。あるいは、県の行政区分の単位でしかできないのかとか。そういったところを知りたいなと思ったのと、最後に一つですけど、2030年度に26%減というのは結構きついなってずっと感じてたんですけど、先ほど先生の方から、内訳があるんだと。排出係数のやつと省エネのやつと。そうなんだと思ったんですけど、その出所を教えてくださいたいのと、それと、国の地球温暖化対策の計画は、民生部門は40%というすごい数字が出ているんですけど、これも同じように、係数と省エネの数字に分けていいのかどうか。できたら、出所も教えてほしいなと。以上です。

藤田会長 : 今回の法改正の関係で、民間団体等との連携、協働という関係について、後ほど中村委員にもお話いただこうと思いますけれども、各県に地球温暖化防止活動推進センターというのが置かれております。そういうところの活動をより連携、協働を進めていこうと。温防センターだけではありませんけれども、そういうようなところです。それから、単独・共同で策定ということについて、表向きは複数の自治体にまたがるようなケースで説明しておりますけれども、小さい自治体だと計画を単独で作成する力がないので、策定の段取りがあるところと一緒にやっていくような方法というようなこともあります。地方公共団体が共同して策定するやり方については、広域的な取り組みということで必要であれば、できるという道を開いたということですね。それから、電力の排出係数その他の話については、国の温暖化対策計画について、こういう形で積み上げてますという資料があります。それを見ていただければ、出てきます。

山村委員 : 計画の本文の中にありますか。

藤田会長 : 本文ではなくて、資料があります。それを見ていただければ、出てきます。

山村委員 : また教えてください。

藤田会長 : はい。質問事項は以上でしたかね。

山村委員 : 民間との協働について、この改正を受けて久留米でも計画を作ると思うんですけど、どのような表現に落ち着かせるべきか。法律をどのように受けるのか。例えば、協働推進しますよで終わりなのか、年間どうしますとか、行動計画とかまで落とし込むのか。

藤田会長 : これから、温暖化対策計画の改定に向けた作業をしていく中で、この協議会でもこういったことというようなことについて、ご意見があれば、そういうようなものも踏まえてということになりますけれども、具体的にこういうのという形で出てこないことには定性的な表現で終わることになるかと思えます。

山村委員 : ありがとうございます。

藤田会長 : はい。じゃあ、池鯉鮒委員、お願いします。

池鯉鮒委員 : 私は久留米工業大学で建築の学科なんですけど、建物の中の省エネルギーとか、自然エネルギーの利用というのを主に研究してまして、例えば、光ダクトというのがあります。外は明るいのに部屋で電気をつけているというのは非常にもったいないんですね。外の光を部屋に引っ張ってきて部屋を照らすというような技術とか、小さい川の流れを利用して発電する自然エネルギーの技術などをやっています。大学全体としては、昨年100号館という新校舎を建てまして、その中に太陽光発電とか風力発電とか、今言った光ダクトも入ってますし、地中熱利用だとか太陽熱利用、いろんな自然エネルギーと省エネルギー技術を盛り込んで、今実際に運用してまして、学生向けの講義にもそういった技術の紹介をしているところです。以上です。

藤田会長 : 建物の省エネの関係の法律が来年4月から本格施行になるんですけど、この関係でも大いに期待されているところですので、がんばっていただければと。よろしく申し上げます。では、中村委員、お願いします。

中村委員 : 私は、福岡県の地球温暖化防止活動推進センターから来ているんですけど、センターは温暖化対策法に基づいて県から指定されている団体でございます。一般的に指定をされますと活動をどんなのをやっているかということ、情報提供とか広報など、いろんなものがあるんですけど、大きくメインで進めているのが先ほどお話がってます温暖化防止活動推進員さんの支援というのがございまして、県内で100名の推進員さんがいらっしゃいますので、そういった方々が活動しやすいようにいろんな会議をしてレベルアップをすとか、教材を提供する、配布物資の提供とか、活動支援が大部分のウエイトを占めているようになっております。あと、実際に国の事業等がございまして、例えばうちエコ診断の実施で、どれくらい削減できるかとか、これは数に限りがあるんですけど、毎年こういううちエコ診断の実施とか、それと、いろんな地元で温暖化について知りたいと、例えば老人会とか婦人会とかでやりたいなというところへの講師の派遣、そういったものもやっております。一般的に普及啓発がメインになりますけれども、そういったことを中心にやっている団体でございます。もし地元でこういうことやりたいとか、相談してみたいというときはぜひ、うちの方に言ってもらえれば、やれる範囲では手伝うと。まるっきり分野が違うという場合はそういった方に相談することになるかと思えますけれども、そういったものを中心に行っておりますので、みなさんからの相談等もお待ちしておりますので、よろしく願いしておきます。一つだけ質問といいますが、久留米市の温対計画って何年に策定されているんですか。

江頭課長 : 平成23年度です。

中村委員 : じゃあ、次改定になるのは平成28年度ですか。

江頭課長 : 今、早く改定したいんですが、国が専門委員会立ち上げて策定マニュアルを作っているらしいです。それを見てから策定に入りたいと思っています。

中村委員 : 分かりました。以上です。

藤田会長 : はい、じゃあ、南波委員。

南波委員 : 商工会議所では、エコアクションの地域事務局をさせていただいております。実際には、認証登録の件数の伸び悩みというのがあります。今年度に入りまして新規が2件、反対に取り消しが4件という感じで、取り消しをされる事業所さんが増えてきています。理由としては、建設業みたいに加点ポイントがないサービス、そういうところが成果が

上がってきたり、取り組みの仕方が分かったのでわざわざ審査や更新に費用をかける必要がなくなったとか、労力の割に成果が上がらないとか、担当者が専門業務になってしまっていて、担当者が辞めたり、異動になったりすると継続が難しいとか、そういった声が聞こえてくるようになっております。もちろん、導入セミナーや集合コンサルをして新規の事業所さんを増やすことももちろんですけど、今後はフォローアップセミナーを年に2回、県内でやっておりますので、取り組みに行き詰っている方へのシステムの変更とか、基礎的に新しく担当者になられた方に担当者の育成とか、そういうのを専門家をお願いして継続をしていただけることを念頭において、今後は力を入れていかないといけないなというところでございます。

藤田会長 : はい、では、袋野委員お願いします。

袋野委員 : 子どもたちの環境に対する関心とか理解とか、知識を高める環境教育というのをカリキュラムの中に位置づけて行っています。理科だったり社会科だったり、総合的な学習の時間等で行っています。例えば、6年生の理科で、電気の学習があります。手回し発電機を使った発電、それからコンデンサーに電気を蓄える蓄電、そしてLEDと豆電球を使って同じ電気でどちらが長く発光するかという光実験をしたりしています。平成20年から総合的な学習の時間が始まりましたが、環境を意識した学習に取り組んでいます。それから、4年生にツルレイシ、ゴーヤの生長を観察する学習があります。これは、緑のカーテンとして2階建ての校舎にゴーヤを植えています。JA青年部の協力を得て、そういったこともしています。それから、これは久留米市のどの学校でも行っていますが、学校版環境ISOというのに取り組んでいます。4年ごとに更新だったと思いますが、ちょうど本校が今年度更新ということで、環境ISO宣言をして、取り組みを進めています。今週がたまたまアルミ缶回収週間でした。環境委員会というのがありまして、その子どもたちが中心にやっています。今朝、校門に立っていましたが、子どもたちが大きな袋にアルミ缶をたくさん詰めて、それぞれ家庭から持ってきて、それを集めています。それから、資源回収というのをPTAを中心に、これは中心部の学校ではなかなか規模が大きいので行っていないようですが、周辺部の小規模校では、PTAを中心とした資源回収というのを行っています。あと、宮ノ陣クリーンセンターができましたので、そちらに5年生が社会見学等で環境学習を進めているところです。以上です。

藤田会長 : ありがとうございます。それでは、藤田義光委員。

藤田委員 : 私は造園建設業協同組合といって、緑の方に携わっている部分ですけども、造園の剪定くずとかの排出としては、昔は野焼きとかやっておったんですけど、そういうことはやめて、チップ工場に搬入するというのをやらせていただいています。同時に、地球温暖化ということに対して、私の小さい頃を思い出すと、小学校の頃とか、冬に雪が降って、霜が降りて、霜柱が立って、雪でつららが下がって、それはすごいつららが昔下がってたんですよ。だけど、そういう冬っていうのはないじゃないですか。春もないじゃないですか、ほとんど。すぐに夏が来る。秋がほとんどない。ちょっとだけ紅葉が感じられる部分が若干あるんですけどね。だから、そういう四季っていうのが日本では本来一番日本らしい姿だったんですけども、それがもうなくなっていっていると。なかなか元に戻せっていうのは何十年も百年も、一世紀もかかるんじゃないかと思えますけれども、やっぱり少なくとも何かやっけていかなくてはならないと。ずっとこの会議の中でも言ってたんですけど、農業をやってる田畑があって、今、実りのある秋で稲穂が実っているんですけど、ああいうところは砂利道でもいいんじゃないかということ言ってたんですけど、じゃあそういう稲作の部分は砂利道でもいいんだらうけれども、葉物を作っているところはそれじゃだめなんだよと。なぜかと言ったら埃が舞って葉の中に入って品物にならないと。だから、人間が生きるために、商売のために、利益のためにそうやっていっているのかもしれないけど、全部アスファルト。じゃあ、どこでどうやっ

て軽減していくのかとかなり厳しい部分。ビルは競うように高いものが建っていく、じゃあその中でそれなりに屋上庭園とか屋上緑化をやってくれているところはいいんですけど、完全にそれもまだ100%やられていない。じゃあ、そういうところもちゃんとやってほしいと。先ほど、進藤委員も言うておられたけど、久留米の中でもまだまだ緑化が少ない。水と緑の人間都市とうたっているんですけど、山は耳納連山が控えて、大河の筑後川っていうのもありますけれども、今の40℃近い中で、バス停まで歩くのにどうやって歩くのか、日差しを避けるところもなかなかない。我々が仕事の上で、街路とかの管理をやっていたら、虫が付くから早く切れとか、紅葉を見ずに裸にしろとか、落ち葉が舞い散るから葉が落ちる前に切れ。そんな状況なんです。その人たちがもう全然関心がない、環境に対しても関心がない、CO2の云々言っているけれども、温暖化の云々言っているけれども、なかなか言っていることとやっていることがうまく通じていないというのが実感というか。だからそのパリ協定とかそういうことがなされておるけど、じゃあ京都議定書とかで、お隣の国の中国は何をやっているのかと。日本が一生懸命やっても、あんな大国がこうやってたら、昔の北九州の煙突がなくなってどうなったか、それは皆さんご存じだと思いますが、ものすごく良くなったわけですよ。だけど、まだまだあの頃の北九州ですよ、中国は。今の時代で。何かその辺がすごく矛盾していて、立派な書類や立派なものをいっぱい見るんですけど、世界的に考えたら何なんだろうなど。

藤田会長 : 足元から緑を多くしていくといいのではないかと。

藤田委員 : 私は緑を増やしてほしいし、役所の方にも提言し、この前から新しく整備した宮ノ陣も緑をいっぱい植えていただきました。それで、今現在、緑の部分というのは予算が本当に少ないんです。もうめっちゃくちゃ少なくて、ここ何年か市長にも提言しながら、よく見なさいよって、年間どれだけ発注されてますかって、これでそういう緑化ができますかって、そういうやつを減少することができますかって。それで、つい2年位前から「相当少ないですね。ちょっと力を入れますよ。」とってくれるようになってきました。そういうことで、我々としても、少しずつでもやっておりますんで。そういうところで。みなさんががんばっていきましょう。

藤田会長 : では、前田委員。

前田委員 : 今回初めてこの会議に参加させていただいておりますので、初めて見る内容もたくさんあったんですけども、3歳の娘がいるんですけど、CO2という目に見えないものを、どうやって伝えていこうかなと思ったところです。JAの事務所でもクールビズ対策を取っていますけれども、今年の夏はとても暑かったので、室内温度は決めてますけど、私は長袖で過ごすことが多いんですけど、十分長袖で過ごせた事務所内の温度だったなと思います。なので、一人ひとりがなぜクールビズをしないといけないかとか、電気をこまめに消さないといけないかっていうのが、結果的に地球温暖化対策に繋がっているのを自覚していくことが大事なのかなと、今回の会議で感じました。

藤田会長 : はい、どうも。では、山村委員は飛ばしまして、若江委員お願いします。

(代理 廣岡氏)

若江委員 : くるめ日曜市の会、代表若江皇絵の代理で参りました廣岡と申します。日曜市はご存じの方もおられるかもしれませんが、毎月最後の日曜日に明治通りの歩道、2ブロック分で久留米だったりとか、筑後川流域のいいものを集めて市をするっていうのをやっています。昨日、若江から、この代理の話をしていただいたときに、日曜市としてはどんなことができるのかなという話をして参りました。日曜市はまだ具体的に環境というものに取り組めておりませんで、敢えて言うならば、地産地消とか食育みたいところを地場でできたものを季節のものを食べるっていうところは伝えられているかと思いますが、じゃあごみはどうなんだとか、意識の啓発の部分はどうなんだっていうところはまだまだ

できないところはたくさんありますが、1回あたり2千人から3千人の市民が来られるので、その場を活用した何か意識啓発のみみたいなものが取り組めたらいいんじゃないかなという話と、ぜひ日曜市を活用していただければいいよねっていう話を昨日してきた次第です。私自身は、3年前に京都から久留米に結婚して引っ越してきたんですけど、ずっと温暖化対策の活動をして参りました。私が一番心に強く思っているのは、2050年にあなたは何歳ですかっていう言葉を世界のユースと語り合ったことがあるんですが、私ですら64歳です。もちろん今の現状とか、やらなければいけないことっていうのはたくさん今の生活であります。2050年の話を私たちはしていて、目標値を2050年何%だよ、2100年何%だよって数値は踊りますが、その時代に生きる人たちがいるわけで、その人たちにどんな社会を残すのかっていうのをすごく大事にして活動しています。ということで、一番やっているのは久留米市さんと一緒に小学生とか幼稚園の子どもたちへの環境教育だったりとか、大学生を国際会議に派遣するっていう活動などをして人材育成っていうのをやっているんで、ぜひ来年度、しっかり小学校や幼稚園など回っていきたいと思います。よろしくお祈いします。

藤田会長 : ありがとうございます。各委員からそれぞれについて報告をいただきました。これについてご質問等はございませんか。特に無いようでしたら、時間が迫ってきてしまいましたので、次の議題のその他に移りたいと思います。

議題4 その他

事務局 : 環境啓発講演会が10月9日に宮ノ陣クリーンセンター環境交流プラザで「異常気象と環境問題~どうなる地球温暖化~」をテーマに開催される旨を案内。

藤田会長 : 只今案内のありました講演会に多くの皆様に参加いただければと思います。委員の皆様からその他ございませんでしょうか。特に無いようでしたら、それではちょうど時間になろうとしていますので、平成28年度の第1回久留米市地球温暖化対策協議会は、これをもちまして終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。

終了